

仙台国際ハーフマラソン大会実行委員会 会則

(名称)

第1条 この会の名称は、仙台国際ハーフマラソン大会実行委員会（以下「委員会」という。）と称する。

(目的)

第2条 委員会は仙台国際ハーフマラソン大会（以下「大会」という。）の円滑な運営を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 委員会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 大会開催に必要な企画及び運営に関すること
- (2) 大会運営に係る予算及び決算に関すること
- (3) その他大会開催に必要な事項に関すること

(組織)

第4条 委員会は、大会に係る機関・団体の役職員及びその他関係者（以下「委員」という。）をもって組織する。

2 委員の範囲は別表に定める。

3 委員会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1 名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 監 事 若干名

(役員を選出)

第5条 会長は、委員のうち仙台市文化観光局長をもって充てる。

2 副会長及び監事は委員の中から会長が委嘱する。

(役員職務)

第6条 会長は委員会を代表し会務を総理する。

2 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時は、あらかじめ会長が指名した副会長がその職務を代行する。

3 監事は委員会の会計を監査する。

(名誉会長 名誉副会長)

第7条 委員会に名誉会長、名誉副会長を置くことができる。

(会議)

第8条 委員会に次の会議を置く。

- (1) 総会
- (2) 役員会

(総会)

第9条 総会は会長が招集し、議長は会長があたり次の事項を審議し、議決する。

- (1) 委員会の運営に必要な規定の制定及び改廃に関すること
- (2) 大会開催の基本方針に関すること
- (3) 大会開催の予算及び決算に関すること
- (4) その他大会開催に係る重要事項に関すること

(役員会)

第 10 条 役員会は、会長・副会長並びに委員の中から会長が指名した者をもって構成する。

2 役員会は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となり、次の事項を審議し、議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項の原案作成に関する事
- (2) 総会を招集するいとまがないときの緊急を要する事項に関する事
- (3) その他、会長が必要と認める事項に関する事

3 前項第 2 号を議決した場合においては、これを次の総会に報告し、承認を得なければならない。

(議決)

第 11 条 会議の議事は出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長が決する。

(部会の設置)

第 12 条 委員会に専門的な事項の検討を行うため、必要に応じ部会を置くことができる。

2 部会長及び部会員は会長が指名する。

3 部会は会長が招集する。

(事務局)

第 13 条 委員会の事務及び会計を処理するため、事務局を(公財)仙台市スポーツ振興事業団 スポーツ事業課 内(仙台市宮城野区宮城野 2-11-6 弘進ゴム アスリートパーク仙台)に置く。

2 事務局に関する必要な規程は、会長が別に定める。

(経費)

第 14 条 委員会の経費は負担金、協賛金、参加料及びその他の収入をもってあてる。

(会計年度)

第 15 条 委員会の会計年度は 10 月 1 日から翌年の 9 月 30 日までとする。

(附則)

この会則は、平成 16 年 11 月 1 日から施行し、平成 16 年 11 月 1 日を設立年月日とする。

平成 17 年 4 月 15 日	一部改正
平成 18 年 4 月 14 日	一部改正
平成 18 年 12 月 19 日	一部改正
平成 19 年 4 月 12 日	一部改正
平成 19 年 12 月 19 日	一部改正
平成 22 年 4 月 9 日	一部改正
平成 23 年 7 月 20 日	一部改正
平成 24 年 4 月 11 日	一部改正
平成 24 年 11 月 28 日	一部改正
平成 25 年 4 月 10 日	一部改正
平成 28 年 4 月 7 日	一部改正
平成 30 年 4 月 1 日	一部改正
令和 2 年 10 月 1 日	一部改正

別表(会則 4 条関係)

番号	構成団体	委員数
1	仙台市	5
2	(公財)仙台市スポーツ振興事業団	2
3	(一財)宮城陸上競技協会	7
4	仙台市陸上競技協会	4
5	みやぎ障害者陸上競技協会	6
6	仙台市スポーツ推進委員協議会	3
7	仙台市学区民体育振興会連合会	2
8	仙台市障害者スポーツ協会	1
9	河北新報社	5
10	東北放送	6
11	(公財)仙台観光国際協会	1